

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

秀友会介護保険相談センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第 0170400436 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

- 利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう、次のサービスを実施します。
- 利用者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成いたします。
 - 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

～目次～

- 1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・ 2
- 4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ 3
- 6. サービス利用に関する留意事項・・・・・・・・ 5
- 7. 苦情の受付について・・・・・・・・・・ 6
- 8. 入院時の情報提供について・・・・・・・・ 7
- 9. 平時からの医療機関との連携・・・・・・・・ 7
- 10. 障害福祉制度の相談支援専門員との連携・・・・・・・・ 7
- * 重要事項説明書付属文書・・・・・・・・ 9

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 秀友会
- (2) 法人所在地 札幌市手稲区新発寒5条6丁目2番1号
- (3) 電話番号 011-685-3333
- (4) 代表者氏名 理事長 藤原 雄介
- (5) 設立年月日 平成5年1月1日

2. 事業の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
- (2) 事業の目的 契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるようなするためのサービスの実施
- (3) 事業所の名称 秀友会介護保険相談センター
平成11年9月24日指定 北海道 017000436号
- (4) 事業所の所在地 札幌市手稲区前田4条10丁目2番8号タケシンスクエアビル3F
- (5) 電話番号 011-685-6001
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 北村 光
- (7) 事業所の運営方針 利用者の選択に基づき、適切な居宅サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行う。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実施地域 札幌市手稲区全域・西区全域、北区全域、石狩市全域、当別町全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（国民の祝日及び12月30日～1月3日を除く）
受付時間	9時～17時
サービス提供時間帯	9時～17時

※営業時間以外については、必要に応じて相談に応じることが可能な体制となっています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- 1. 事業所長（管理者）常勤1名
- 2. 介護支援専門員 常勤6名 非常勤1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

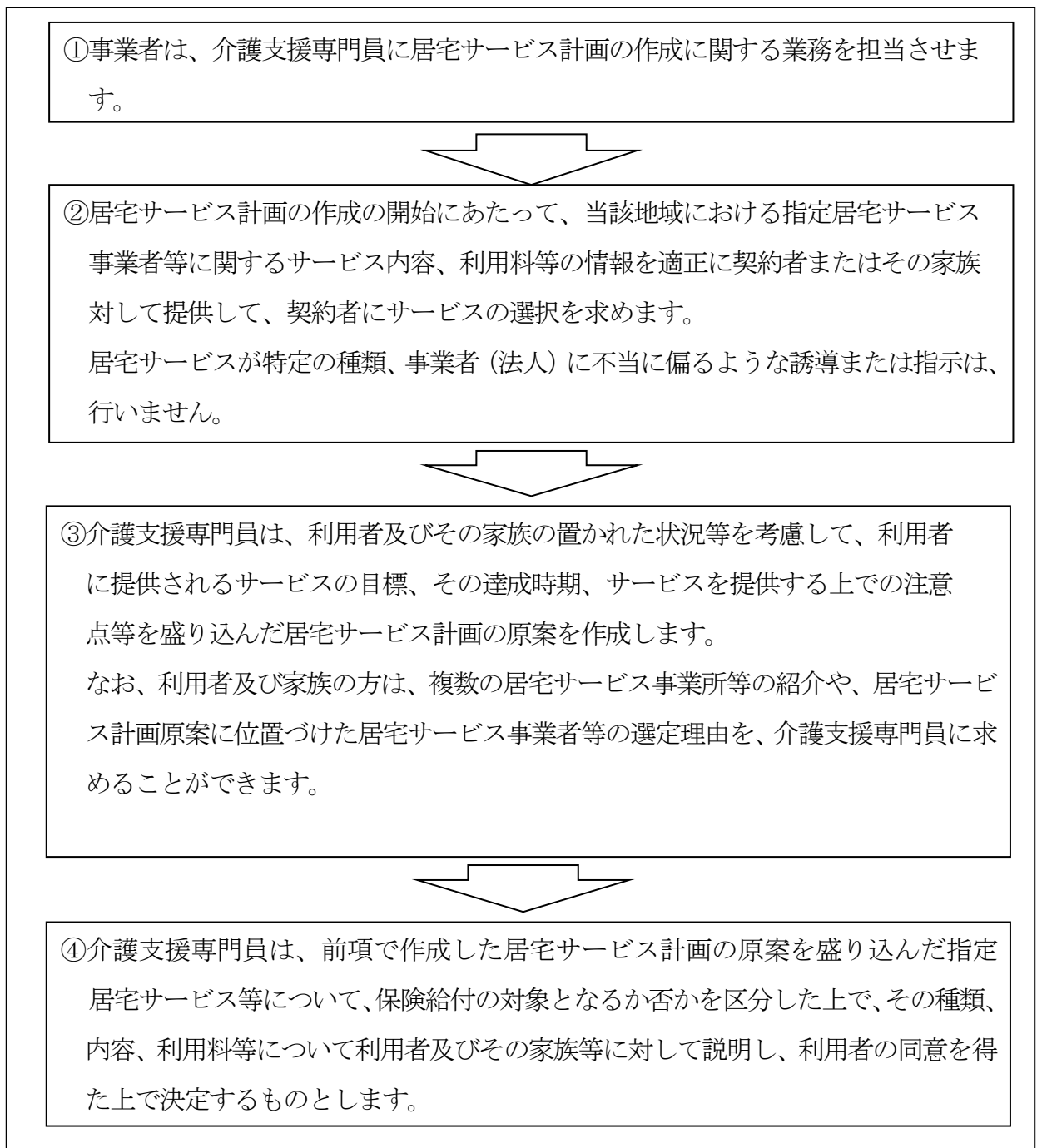
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問するなどして、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握いたします。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤サービス利用料金

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用料負担はありません。(法定代理受領)

ただし、介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納がある場合には、一旦、1ヶ月あたりについて介護報酬単位に基づいて算定する料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。その際の料金については以下のとおりになります。

※居宅介護支援費（Ⅰ）				介護報酬額
・ 要介護 1・2 (1,086 単位／月×10.21 円)				11,088 円
・ 要介護 3・4・5 (1,411 単位／月×10.21 円)				14,406 円
※加算				
・ 特定事業所加算Ⅱ (421 単位／月×10.21 円)				4,298 円
・ 入院時情報連携加算Ⅰ (250 単位／月×10.21 円)				2,552 円
・ 入院時情報連携加算Ⅱ (200 単位／月×10.21 円)				2,042 円
・退院 ・退所加算	カンファレンス参加無	連携 1 回	(450 単位／月×10.21 円)	4,594 円
		連携 2 回	(600 単位／月×10.21 円)	6,126 円
	カンファレンス参加有	連携 1 回	(600 単位／月×10.21 円)	6,126 円
		連携 2 回	(750 単位／月×10.21 円)	7,657 円
		連携 3 回	(900 単位／月×10.21 円)	9,189 円
	・ 初回加算 (300 単位／月×10.21 円)			
・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (200 単位／月×10.21 円)				2,042 円
・ 通院時情報連携加算 1 回につき 50 単位 (月 1 回を限度)				510 円

※サービス提供証明書を居住地域の役所介護保険担当窓口に提出しますと、後日、払い戻しになる場合がありますが、滞納期間によっては、全額が利用者のご負担になる場合もあります。

※「指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準」に基づき、加算および減算となる場合もあります。

※指定居宅介護支援に関する費用は、厚生労働省が定めた介護報酬単位に地域区分割合を乗じた金額になります。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(1) 事業所から片道 7 km 未満 1 回 3 0 0 円 (往復)

(2) 事業所から片道 7 km 以上 1 回 5 0 0 円 (往復)

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

③公正中立なケアマネジメントの確保

居宅介護支援は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、居宅サービス計画作成を支援します。居宅介護サービスの作成にあたって利用者は介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、下記の内容を求めることができます。

(1) 複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。

(2) 居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。

7. 苦情の受付について

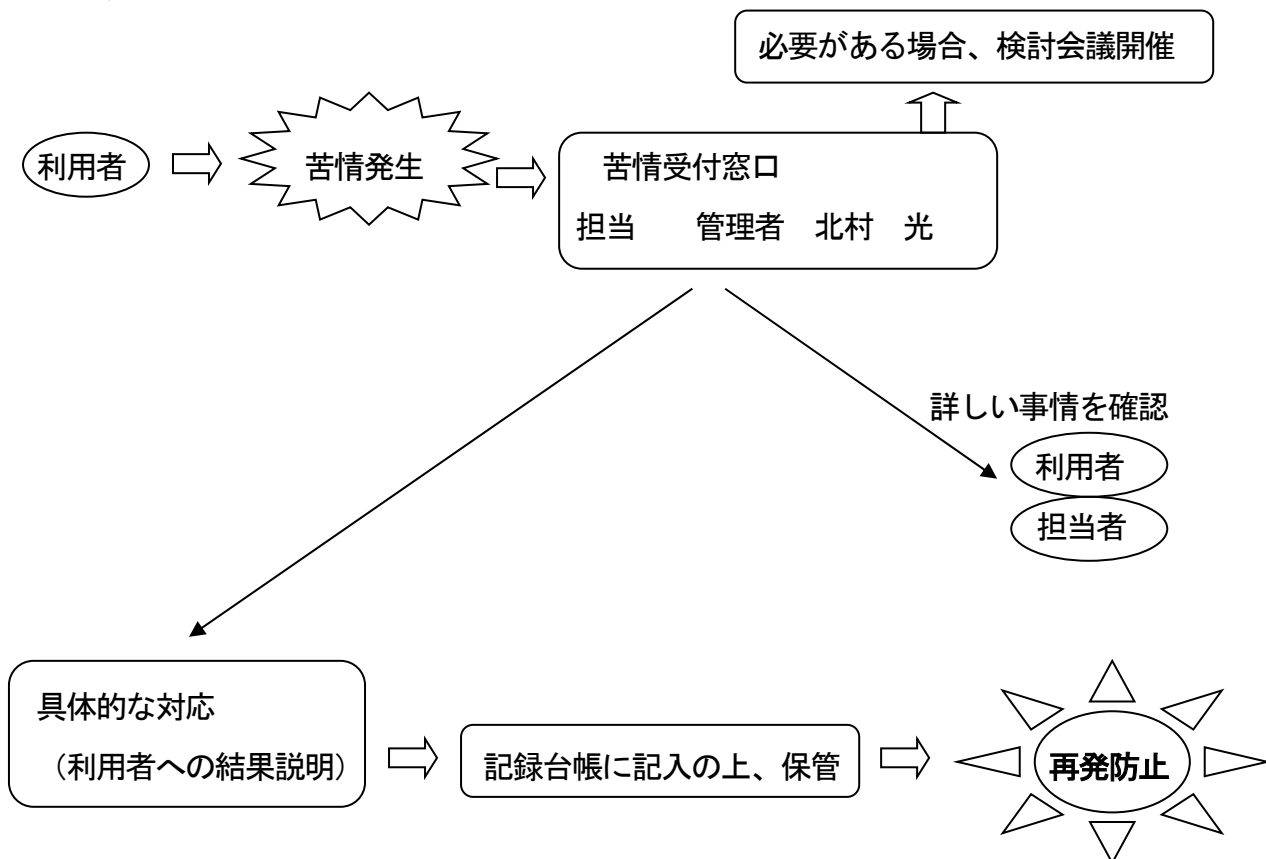
当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 北村 光 TEL 011-685-6001

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

その他、各市町村の窓口でも受け付けております。

○苦情処理体制



◎行政機関その他の苦情受付機関

*札幌市役所（介護保険課） TEL 011-211-2547

*各区役所保健福祉課

手稲区役所 TEL011-681-2400 北区役所 TEL 011-757-2400 西区役所 TEL 011-641-2400

*石狩市役所（介護保険課） TEL 0133-72-6121

*当別町役場（福祉部 福祉課） TEL0133-23-3029

*北海道国民健康保険団体連合会

総務部介護保険課企画・苦情係 TEL 011-231-5161(内)6111

*福祉サービス苦情相談センター

札幌市社会福祉協議会内 地域ケア推進部自立支援課内 TEL 011-632-0550

*北海道福祉サービス運営適正委員会 TEL 011-204-6310

8. 入院時の情報提供について

利用者に入院が生じた場合には、退院後の円滑な在宅生活への移行支援を行うため、利用者及びご家族より、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名・事業所名・連絡先を医療機関へお伝えいただくことが義務付けられました。下記の点について、ご理解と協力を、お願い致します。

（１）利用者が入院した場合

- ① 病院へは「健康保険証／お薬手帳／介護保険証」を持参してください。
- ② 急な入院の場合、出来るだけ早く、担当介護支援専門員に連絡をください。また、あらかじめ入院の予約が決まっている場合は、事前にご連絡をお願い致します。
- ③ 病院へは「担当ケアマネジャー」がいることをお知らせください（担当ケアマネジャーの「事業所名」・「氏名」・「連絡先の電話番号」など）。

（２）退院前に病院から説明があった場合

- ① 利用者の方が退院後、すみやかに自宅での療養生活が始められるよう準備を進めるために、病院からの説明内容は担当ケアマネジャーにお知らせくださるようお願い致します。（特に、「病状」や「退院時期の目処」）。
- ② 自宅に帰る準備をするために、退院の目処がみえてきたら、担当ケアマネジャーを病院へ呼んで下さるように、ご家族からも病院に依頼をお願い致します。

9. 平時からの医療機関との連携

介護支援専門員（ケアマネジャー）は利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、居宅サービス計画の実施状況の把握及び評価等を行うにあたり、医療機関と下記の内容について連携を行います。

- （１）利用者が医療系サービス（訪問看護ステーションやデイケアなど）の利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとなっており、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- （２）訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況等の利用者の心身状態または生活状況に係る情報を得た場合は、主治医等や歯科医師、薬剤師に対して情報提供を行います。

10. 障害福祉制度の相談支援専門員との連携

障害福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合等において、介護支援専門員（ケアマネジャー）と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携を図っていきます。

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 医療法人 秀友会

事業所住所 札幌市手稲区前田 4 条 10 丁目 2 番 8 号タケシンスクエアビル 3F

事業所名 秀友会介護保険相談センター

説明者氏名 介護支援専門員

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

代理人（代理人を選定した場合）

住 所

氏 名 印

利用者との関係

《重要事項説明書付属文書》

1. サービス提供時における事業所の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その当該記録に係る対応が終了した日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者が他の居宅介護支援の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業所、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で、知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
(守秘義務)

2. 損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた状況をみて相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、利用者の故意、過失により事業者、事業所またはその職員が損害を被ったときは、事業者及びその職員から利用者に損害賠償請求をすることがあります。

3. サービスをやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡したとき
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立や要支援（1・2）と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④利用者が長期にわたる入院をした場合

- ⑤利用者が遠方に転居しサービスの提供が困難になった場合
- ⑥事業所が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑦事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑧利用者から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑨事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）利用者からの契約解除について

利用者は、事業者に対して、この契約を解約することができます。この場合には 10 日前までに事業者に予告し、予告満了日に契約は解除されます。ただし、以下の場合には、即時に契約解除をすることができます。

- ①事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業所もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業所もしくは介護支援専門員が故意または過失により利用者の身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業所からの契約解除について

（以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。）

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が故意または重大な過失により事業所またはサービス事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③利用者から居宅介護にあたり、介護支援専門員などへの信頼関係を維持できないような行為があるなどこの契約を継続することが困難となった場合